平成１８年（排）第３１号

排　除　命　令　書

横浜市港北区篠原町３０１４番地
株式会社ウインズインターナショナル
同代表者　代表取締役　山　口　孝　榮

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ウインズインターナショナルは，「特濃ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが３１粒入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年６月ころから平成１８年４月ころまでの間当該食品の包装袋に貼付したラベルにおいて，また，平成１８年３月ころ同社が運営する「生活互助会」と称する会員組織の会員を通じて一般消費者に配布した通信販売用カタログにおいて行った，当該食品１粒分に含まれるアントシアニンの量が，当該食品１粒分に含まれるブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（１８５ミリグラム）の１パーセント程度に相当する量にすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，当該食品１粒分に含まれるブルーベリー果実を精製し粉末にしたものの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社ウインズインターナショナルは，今後，「特濃

ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品又はこれと同種の食品の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　株式会社ウインズインターナショナルは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ウインズインターナショナル（以下「ウインズインターナショナル」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品等の通信販売業を営む事業者である。

2 (1) ウインズインターナショナルは，平成１７年６月ころから平成１８年４月ころまでの間，「特濃ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが３１粒入ったもの。以下「特濃ベリー」という。）について，同社が運営する「生活互助会」と称する会員組織の会員（以下「生活互助会会員」という。）を通じて通信販売用カタログ（以下「カタログ」という。）を一般消費者に配布するなどして，一般消費者から電話，ファクシミリ等により注文を受け付け，これを販売していた。

(2) 特濃ベリーは，ブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（以下「ブルーベリーエキス」という。）及びコーン油等を原料とする内容物を，ゼラチン及びグリセリンを原料とするカプセルで包み込んだものである。

(3) ウインズインターナショナルは，特濃ベリーの包装袋に貼付したラベル及びカタログの記載内容を自ら決定している。

3　アントシアニンは，ブルーベリー，ビルベリー等の果実に多く含まれている植物成分であり，一般的に眼精疲労の改善，視覚機能の向上等に効果があるといわれている。

4　ウインズインターナショナルは，特濃ベリーについて

(1) 平成１７年６月ころから平成１８年４月ころまでの間，特濃ベリーの包装袋の表面に貼付したラベル（別添写し１(1)）に「１粒あたりブルーベリー１８

５ｍｇ配合」と記載の上，「ブルーベリー：アントシアニン３６％含有の北欧産を使用」と，また，当該包装袋の裏面に貼付したラベル（別添写し１(2)）に「ベリーベリー・ルテインは、アントシアニン豊富な北欧産ブルーベリーを配合（１粒中１８５ｍｇ　アントシアニン３６％）。」と

(2) 平成１８年３月ころ，生活互助会会員を通じて一般消費者に配布したカタログに掲載した広告（別添写し２）において，「目の疲れや視力の低下には手放せない１粒　特濃ベリーベリー・ルテインに含まれている２大成分（アントシアニン･ルテイン）は、どちらも選りすぐりの素材を使用し、高純度･高品質を実現させています。」，「目に良いと言われるブルーベリーは、北欧産を使用。果肉の中まで青紫色の色素（アントシアニン）がたっぷりです。北欧産には、日本産の５倍以上のアントシアニンが含まれています。」と記載の上，「１粒あたりに何と！アントシアニン３６％含有の北欧産ブルーベリーを１８５ｍｇ配合！」と

それぞれ記載することにより，あたかも，特濃ベリー１粒分には，当該１粒分に１８５ミリグラム含まれるブルーベリーエキスの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示をしていたが，実際には，特濃ベリー１粒分に含まれるアントシアニンの量は，当該１粒分に１８５ミリグラム含まれるブルーベリーエキスの１パーセント程度に相当する量にすぎないものであった。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，ウインズインターナショナルは，平成１８年４月ころに，特濃ベリーの販売を中止した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ウインズインターナショナルは，特濃ベリーの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１２月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生